

## 建設工事に係る最低制限基準価格の計算式の改正について

町が発注する公共工事の入札及び契約の適正化を推進するため、令和4年(2022年)3月見直しの中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して最低制限基準価格の計算式を見直します。

### (1) 最低制限価格制度による最低制限基準価格の計算式の見直し

改正後	<p>最低制限基準価格： 直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90% +一般管理費×<b>68%</b> [範囲：予定価格(税抜き)の75%~92%]</p> <p>最低制限価格：<u>最低制限基準価格×ランダム係数(X)</u> <u>1.00000 ≤ X ≤ 1.01000 (0.001刻み)</u></p>
現行	<p>最低制限基準価格： 直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90% +一般管理費×55% [範囲：予定価格(税抜き)の75%~92%]</p> <p>最低制限価格：<u>最低制限基準価格×ランダム係数(X)</u> <u>1.00000 ≤ X ≤ 1.01000 (0.001刻み)</u></p>

(2) 最低制限基準価格が予定価格(税抜き)の92%を超える場合は予定価格(税抜き)に92%を乗じて得た額(1円未満切捨て)になります。

## 2 実施時期

令和4年(2022年)4月21日以降に公告・指名通知を行う入札から適用します。

問合せ先 総務課 管理係

電話 096-282-1111